新潟市行政改革プラン策定検討委員会開催要綱

(目的)

- 第1条 次期行政改革プランを策定するにあたり、次に掲げることについて、客観的かつ 専門的な観点から助言を得ることを目的として、新潟市行政改革プラン策定検討委員会 (以下「委員会」という。)を開催する。
 - (1) 次期行政改革プランの策定に関すること
 - (2) そのほか、市長が必要と認めること

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、次期行政改革プランの策定までとする。

(委員構成)

- 第3条 委員会は、委員6名以内をもって構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) NPO法人等の職員
 - (3)経済団体等の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、平成30年9月30日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

- 第6条 委員会には委員長1名を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 委員長が不在のときは、予め委員長の指名するものがその職務を代行する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、市長が招集する。
- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明 を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。